令和7年第2回市議会臨時会付議事件表

5月23日提出

番号	件名
議案第53号	市長の専決処分事項の承認について
議案第54号	真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市長の専決処分事項の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和7年5月23日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

専決第3号 真岡市税条例の一部を改正する条例 (別紙)

専決第4号 真岡市都市計画税条例の一部を改正する条例 (別紙)

専決第5号 真岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (別紙)

專決第6号 令和7年度真岡市一般会計補正予算(第1号) (別冊)

專決第7号 令和7年度真岡市一般会計補正予算(第2号) (別冊) 専決第3号

真岡市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179 条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市税条例の一部を改正する条例

真岡市税条例(昭和29年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。 以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」 を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若し くは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特 定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第 1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるもの に限る。)に係るものを除く。)」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」 」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。)」の次に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1項第1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出 力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条

の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第38項」を「附則第1 5条第37項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項を同条 第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡 し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等

- 」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。
-)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 2 0 本に換算する方法

が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの

1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の

適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの 重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て るものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により 製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供され る加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに 限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2

- 第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第 3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の 規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税 法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第1 2号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

- 第2条 改正後の真岡市税条例(以下「新条例」という。)第18条の 規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達につ いて適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。 (市民税に関する経過措置)
- 第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、 令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度 分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第3 6条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族 特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をい う。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項にお いて同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とす る。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受け

るべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の真岡市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の 年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税 については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和 7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年 度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施

行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則 第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項におい て同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、真岡市税条例第 92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が 行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本 数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわら ず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 真岡市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。 次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこ の本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

専決第4号

真岡市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法 第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

真岡市都市計画税条例(昭和32年条例第112号)の一部を次のように改正する。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則 第15条第37項」に改める。

附則第14項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若し くは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若し くは第44項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の真岡市都市計画税条例の規定は、令和7年 度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都 市計画税については、なお従前の例による。

専決第5号

真岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

真岡市国民健康保険税条例 (昭和34年条例第164号) の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,00 0円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に 改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の真岡市国民健康保険税条例の規定は、令和 7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分 までの国民健康保険税については、なお従前の例による。 真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年5月23日提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「以下この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第2項から同条第5項までを次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないとすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれ ぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれ の役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよ うにするための措置が講じられていること。
 - (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者

- の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項 に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所 (次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業 所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業 者等
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模 等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する と市が認める者

第6条に次の2項を加える。

- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を 適用しないこととすることができる。
 - (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、 家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を 優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の 提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、 引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じ ているとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。
- 7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的

保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を 受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する 業務を目的とするものに限る。)
- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

(真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正)

第2条 真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第3項」を「第2項」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「 を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する 」に改め、同項第3号中「以下この号」の次に「及び第6項第1号」 を加え、同条第2項から同条第5項までを次のように改める。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る 連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の 各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の 規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれでれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じな いようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若 しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項 において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第 1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1)特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよ うにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保 の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力 者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項 に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模 等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する と市が認める者

第42条中第9項を第11項とし、第6項から第8までを2項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の2項を加える。

- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を 適用しないこととすることができる。
 - (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付

認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る 連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当す る場合を除く。)。
- 7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、連携施設に関する経過措置の5年間延長並びに保育内容支援に係る連携施設及び代替保育に係る連携施設の確保に関する規定の見直しを行うほか、所要の改正を行うものである。